

山梨県と災害時の

協定を締結

ACTIVE KUMIAI

山梨県石油協同組合



協定締結式(横内知事と興石理事長)

山梨県石油協同組合(興石理事長)は、3月26日に山梨県と「災害時における石油燃料の安定供給及び帰宅困難者支援に関する協定」を締結した。協定の内容は、災害時における①災害対策上特に重要な施設(災害対策本部、医療機関など)への石油燃料の供給、②緊急通行車両(救急車、救援物資輸送車両など)への石油燃料の供給、③帰宅困難者への水道水、トイレなどの提供、④地図等による道路情報、ラジオなどで知った通行可能な道路情報の提供、となっている。

災害発生時には、各ガソリンスタンドが可能な範囲で一定量の燃料を確保し、優先的に重要施設や緊急通行車両などへ燃料を安定供給することが必要となるため、一般車両への給油制限にもご理解いただかなければならない。組合では、これまでに災害対応型給油所普及事業の中で、大規模災害時に緊急車両に優先給油するため、「燃料優先給油に関する協定」を市及び企業等6カ所と支部単位で2市町と締結した。

また、先の震災で交通機関のまひにより多くの帰宅困難者が発生し、大きな混乱が生じたことを受け、組合加盟の県内ガソリンスタンド364カ所が「災害時帰宅支援ステーション」に指定され、帰宅困難者をサポートする。本県では、東海・東南海・南海地震などが想定される中、これまで締結したコンビニエンスストアなどと今回の指定を合わせて計750カ所超のステーションが確保されている。

県庁にて行われた協定締結式で、興石理事長は、「この協定は、災害時の緊急車両等への優先給油や当組合の社会貢献活動を県民に広くご理解いただく機会となった。ガソリンスタンドは地域社会との密接な関わりの中で営業している。これまでも「かけこみ110番」や「普通救命士のいる店」などの活動を通して地域の安全安心のための活動に取り組んできた。今後も、災害対応型給油所の普及により燃料の安定供給を図り、行政との連携も深めながら、地域経済の振興に一致団結して努めていきたい。」と語った。



「災害時帰宅支援ステーション」ステッカー